



国 監 告 第 3 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

例月出納検査（随時監査）監査結果

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成28年9月1日（木）から平成28年9月13日（火）まで

イ. 実施

平成28年9月20日（火）

対象部局

行政管理部建築営繕課

(3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成28年度国立市一般会計（歳出）

国立第六小学校プール改修工事（7月13日支払分）

予算科目 10.02.05.15（03）

支出額 6,220,800円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

実施通知 平成28年9月1日（木）

資料提出期限 平成28年9月9日（金）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア. 工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

イ. 現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ．工事に係る監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たしているか。

エ．工法、資材の選択が適切に行われているか。

オ．現場の安全管理は適切に行われているか。

カ．産業廃棄物処理は適切に行われているか。

(6) 結果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上